

別表1(第6条関係)

第一次審査評価基準兼評価表【書類審査】

者

1 参加資格要件【「○」は参加資格有 「×」は参加資格無】

※「×」がある場合は、第二次審査へは進めない。

審査項目	判定
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。	
東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていないこと。	
暴力団員等との関係がない。	
提出書類の記載事項に虚偽がないこと。	
提案金額が契約上限予定価格の範囲内であること。	
経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てを受けたとき、手形または小切手は不渡りになったとき等)にない者であること。	

2 審査項目及び審査基準(合計得点が同点の場合は重要項目の評価点が高い順とする)

申込事業者が5者を超えた場合、下記項目について書類審査を実施し、第二次審査へ進む業者を決定する。

ただし、第二次審査への参加は原則として上位5者までとし、採点結果で優劣がつかない場合は重要項目の採点結果の順位により選定する。なお、重要項目の順位は①>②>③>④とする。

審査項目	審査基準	配点	採点
契約実績 【重要項目①】	AR/MRに関する業務業務を行った実績があるか。	①実績が3件以上ある 100点 ②実績が2件ある 80点 ③実績が1件ある 50点 ④実績はない 0点	
契約実績 【重要項目①】	プロジェクションマッピングに関する業務業務を行った実績があるか。	①実績が3件以上ある 100点 ②実績が2件ある 80点 ③実績が1件ある 50点 ④実績はない 0点	
見積 【重要項目②】	提案金額が妥当かつ契約上限額と比較して安価であるか。	※下表参照	
財務状況 【重要項目③】	自己資本比率 (自己資本÷総資産×100)	①40%以上 40点 ②30%以上 30点 ③20%以上 20点 ④10%以上 10点 ⑤10%未満 0点	
事業者の所在地 【重要項目④】	区内に事業所等を有し、緊急時の早急な対応が可能か。	①区内に本・支店がある 10点 ②区内に会社がない 0点	
合計(300点満点)			

※重要項目2

契約上限との差	配点
20%以上	50点
15%以上20%未満	40点
10%以上15%未満	30点
5%以上10%未満	20点
5%未満	10点
金額に妥当性なし	0点